日弁連再審法改正全国キャラバン

刑事訴訟法講義
パネルディスカッション 再審

2024.7.19.金曜日　１７：００～１９：００

講師・パネリスト

弁護士　寺崎嘉博　2009年弁護士登録、2021年茨城県弁護士会登録。1995年09月～2003年3月筑波大学教授（社会科学系）、2003年04月～2022年3月早稲田大学法学部・法学研究科教授、2004年04月～2014年4月早稲田大学大学院法務研究科教授（併任）と長年にわたり刑事訴訟法の研究に従事。著書：刑事訴訟法（成文堂）、刑事訴訟法講義（編著・八千代出版）、有斐閣アルマ・刑事訴訟法（共著・有斐閣）等多数。

パネリスト

弁護士　谷萩陽一　1984年　水戸弁護士会（現茨城県弁護士会）に弁護士登録　2008年度茨城県弁護士会会長　2015年度日本弁護士連合会副会長　布川事件弁護団　布川事件国家賠償請求事件弁護団長

弁護士　河井匡秀　1997年　東京弁護士会に弁護士登録　日弁連再審法改正実現本部事務局員　東京弁護士会再審法改正実現本部本部長代行　2022年度東京弁護士会副会長　名張毒ぶどう酒事件弁護団　鶴見事件弁護団　恵庭殺人事件弁護団

コーディネーター

弁護士　茂手木克好　2005年　茨城県弁護士会弁護士登録　茨城県弁護士会刑事弁護センター委員長　2013年度茨城県弁護士会副会長

日本弁護士連合会及び茨城県弁護士会を含む各単位会は、えん罪被害者の人権を侵害する現行刑事訴訟法の再審規定の改正のために、全力を挙げて取り組んでおります。

その中で、「再審規定は、大正11年改正の刑事訴訟法の規定を、不利益再審を廃止した点を除きほぼそのまま引き継いでいる。」「えん罪被害者を救済するための制度である再審について、その手続を定めた再審法（刑事訴訟法第４編再審）に、現行法上、証人尋問手続や証拠開示手続などの具体的手続が規定されていないこと、そのため再審請求事件の審理方法を裁判所の広範な裁量に委ねていることに問題が存在する。」等と、主張しています。

この主張をするためには、刑事訴訟法の正確な知識が必須です。

そこで、長年にわたり刑事訴訟法の研究に従事されております寺崎弁護士に、再審法改正の実現のため、刑事訴訟法としての再審規定の知識を深めるため、講義をしていただきます。

その上で、第二部パネルディスカッションとして、実際に布川事件の弁護団、布川事件国家賠償請求事件弁護団長としてご活躍された谷萩弁護士及び日本弁護士連合会再審法改正実現本部河井弁護士に加わっていただき、実際の事件を通じて、現行法の問題点から、なぜ、再審法の改正が必要かなどを、質疑を交えてディスカッションしていただきます。

共催：日本弁護士連合会・茨城県弁護士会

【日　　時】 2024年7月19日(金)17:00～19:00　無料(事前申し込み制)
【会　　場】 茨城県弁護士会別館会議室　※　ZOOMウェビナーによるウェブ配信を併用
【参加資格】 所属を問わず、当会以外の弁護士会会員、一般の方にご参加いただけます。
※　会場参加申込定員50名。
※　ZOOM 要事前申込。ウェビナー定員500名。
ZOOMウェビナーのお申込みが定員に達した場合は、別途、アーカイブでの配信を予定します。

【申込方法】

茨城県弁護士会会員の方

別途、ファクシミリにて申込の告知をいたしますので、ご返送ください。

茨城県弁護士会会員以外の方

フォームからお申込みください。

申込フォーム　URL　https://forms.gle/ZnMsydx74JQkAF3S6

（右記QRコードを読み込んでください。）

（お問い合わせ先）茨城県弁護士会　（電話）029-221-3501（代）